



自動車検査・登録 マニュアル

神奈川県行政書士会

運輸警察部

2019年4月1日

目 次

第1章	自動車検査・登録とは	
	1 自動車検査・登録とは	1
	2 自動車の検査・登録について	1
第2章	自動車の諸手続き	
	1 新規検査・新規登録	4
	2 変更登録	7
	3 移転登録	9
	4 更正登録	14
	5 抹消登録	14
	6 追加書類等	17
第3章	手続きの流れ	18
第4章	資料編	
	手数料一覧	23
	希望ナンバー制度	24
	ナンバー交付手数料	25
	OCR シートの使用区分	26
	自動車検査証の有効期間	27

第1章 自動車検査・登録とは

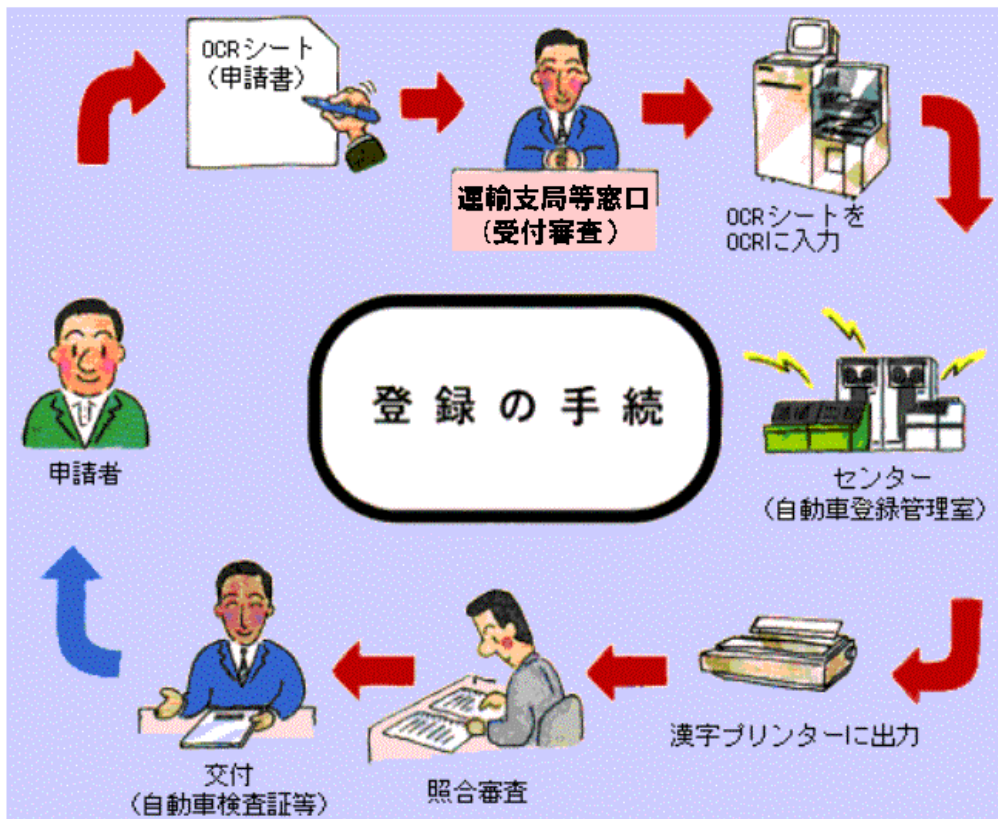
1 自動車検査・登録とは

自動車登録とは、道路運送車両法第1条の定めるところにより「自動車の所有権の公証」を行うものである。自動車の登録には、自動車の検査を伴い、同法の定めるところ（道路運送車両の保安基準）により検査を受け、合格しなければ運行の用に供することができない。

2 自動車の検査・登録について

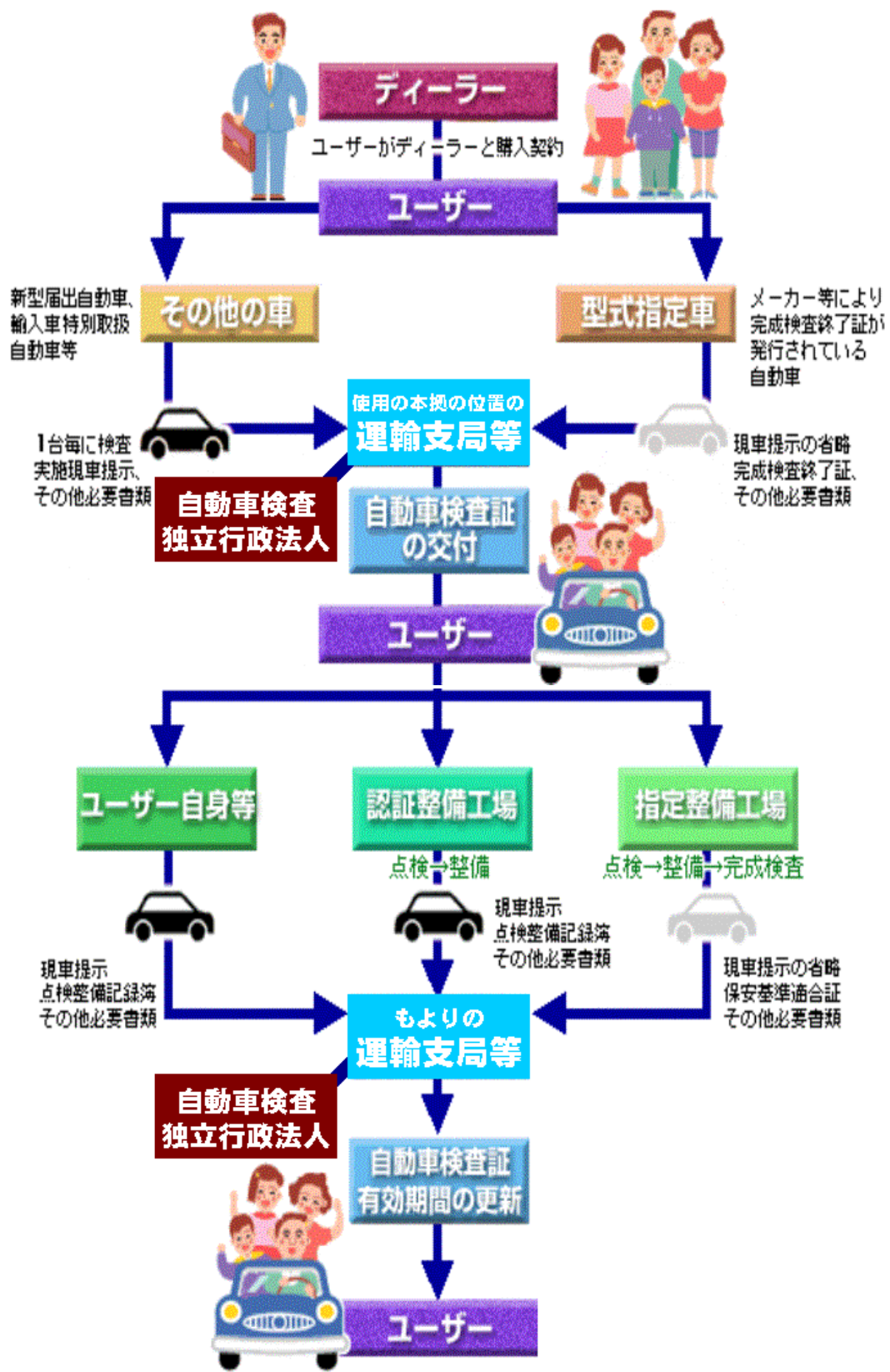
自動車の検査・登録には、新たに自動車を購入したときや他人から自動車を譲り受けたとき、登録内容に変更が生じたとき、自動車の使用を中止したとき等に次のような手続きがある。

	登録の種類	概要
1	新規登録	新たに自動車を登録するとき (1) 新規登録（新車） (2) 新規登録（中古車）
2	変更登録 (自動車検査証記入申請)	氏名や住所等に変更があったとき (1) 氏名または名称の変更 (2) 住所の変更
3	移転登録 (自動車検査証記入申請)	所有者の変更があったとき
4	更正登録	車検証の記載内容に誤りがあったとき
5	抹消登録	自動車の使用をやめたとき (1) 永久抹消登録（解体等） (2) 一時抹消登録（一時中止）



(国交省 HP より抜粋)

検査の種類		概要
1	新規検査	新たに自動車を使用するときを受ける検査のこと、または、一時抹消登録した自動車を再び使用するときを受ける検査のこと
2	継続検査	有効期間満了後も引き続き使用するときを受ける検査のこと
3	構造等変更検査 (自動車検査証記入申請)	車両の長さ、幅、高さ、乗車定員、最大積載量、車体の形状、原動機の型式、燃料の種類、用途等を変更するような改造をしたときを受ける検査のこと
4	予備検査	登録を受けていない自動車について、あらかじめ登録前に検査のみを受けたときに受ける検査のこと



(国交省 HP より抜粋)

第2章 自動車の諸手続き

1-1 新規登録・新規検査（新車）

（道路運送車両法第7条、第59条）

使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請する。

必要な書類等（型式指定新車）

	必要書類等	解 説
1	申請書（OCRシート） 第1号様式	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 検査申請人（使用者）は記名及び押印もしくは署名する 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	完成検査終了証（電子情報）	発行されてから9か月以内のもの
4	譲渡証明書（電子情報）	譲渡人は実印を押印
5	印鑑（登録）証明書	発行されてから3ヶ月以内のもの（所有者）
6	委任状 代理人による申請の場合に必要	①所有者の委任状 実印を押印 ②使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）記名及び押印があるか、若しくは署名
7	自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要） ①使用者のもの ②証明の日から概ね1ヶ月以内のもの

8	<p>使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）</p>	<p>①個人の場合 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）</p> <p>②法人の場合 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）</p> <p>③各書面は写しで可とする</p>
9	自動車重量税納付書	所定の重量税印紙を貼付
10	自動車損害賠償責任保険証明書	提示する
11	自動車税・自動車取得税申告書	

1-2 新規登録・新規検査（中古車）

（道路運送車両法第7条、第59条）

使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請する。

12-③の保安基準適合証とは、国が認めた指定自動車整備事業者が車両を検査し、保安基準に適合していると判断した場合に発行する書面である。（有効期間は15日間）

必要な書類等（中古車新車）

必要書類等		解 説
1	申請書（OCR シート） 第 1 号様式	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 検査申請人（使用者）は記名及び押印もしくは署名する 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	登録識別情報等通知書	一時抹消登録申請時に交付されたもの
4	譲渡証明書	譲渡人は実印を押印
5	印鑑（登録）証明書	発行されてから 3 ヶ月以内のもの（所有者）
6	委任状 代理人による申請の場合に必要	①所有者の委任状 実印を押印 ②使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）記名及び押印があるか、若しくは署名
7	自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が 自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要） ①使用者のもの ②証明の日から概ね 1 ヶ月以内のもの
8	使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）	①個人の場合 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの） ②法人の場合 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから 3 ヶ月以内のもの）・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点が

		あることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの） ③各書面は写しで可とする
9	保安基準に適合していることが確認できるもの（①～③のいずれか1つ）	①自動車予備検査証（発行から3ヶ月以内のもの） ②自動車検査票（合格印のあるもの） ③保安基準適合証
10	自動車重量税納付書	所定の重量税印紙を貼付
11	自動車損害賠償責任保険証明書	提示する
12	自動車税・自動車取得税申告書	

2 変更登録（自動車検査証記入申請）

（道路運送車両法第12条、第67条）

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名・名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由のあった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請する。

（1）所有者と使用者が同一で氏名・名称若しくは住所変更の場合

	必要書類等	解 説
1	申請書（OCRシート） 第1号様式	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 検査申請人（使用者）は記名及び押印もしくは署名する 代理人による申請の場合は記名でよい

2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	変更事項が確認できる書面	<p>①所有者が個人の場合で住所の変更のときは発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながりが証明できる住民票等</p> <p>②所有者が個人の場合で氏名の変更のときは発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（個人）事項証明書若しくは住民票</p> <p>③所有者法人の場合は変更事項が確認できる商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書</p>
4	委任状 代理人による申請の場合に必要	①所有者の委任状 実印または認印を押印
5	自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要） ①証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
6	自動車検査証	原本を返納する
7	自動車税・自動車取得税申告書	

（2）所有者と使用者が異なり、使用者を変更する場合

必要書類等		解 説
1	申請書（OCRシート） 第1号様式	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 検査申請人（使用者）は記名及び押印もしくは署名する 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	委任状 代理人による申請の場合に必要	①所有者の委任状 実印または認印を押印 ②使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれ

		ば不要) 記名及び押印があるか、若しくは署名
4	自動車保管場所証明書	自動車保管場所証明書(使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要) ①使用者のもの ②証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
5	使用者の住所を証するに足りる書面(自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)	①個人の場合 住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの) ②法人の場合 商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書若しくは印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)・本店以外で商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの) ③各書面は写しで可とする
6	自動車検査証	原本を返納する
7	自動車税・自動車取得税申告書	

3 移転登録(自動車検査証記入申請)

(道路運送車両法第13条、第67条)

所有者の変更があったとき、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請する。

(1) 所有者と使用者が同一の場合

必要書類	用意する者		解 説
	旧所有者	新所有者	
1 申請書（OCR シート） 第1号様式	—	—	登録申請人（新旧所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 代理人による申請の場合は記名でよい
2 手数料納付書	—	—	所定の手数料印紙を貼付
3 譲渡証明書	○	—	旧所有者の実印を押印したもの
4 印鑑（登録）証明書	○	○	発行されてから3カ月以内のもの
5 委任状 代理人による申請の場合に必要	○	○	新旧所有者の実印を押印したもの
6 自動車保管場所証明書	—	○	自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要） ①使用者（新所有者）のもの ②証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
7 自動車検査証	—	—	原本を返納する
8 自動車税・自動車取得税申告書	—	—	

(2) 所有者と使用者が異なる場合

必要書類	用意する者			解 説
	旧所有者	新所有者	新使用者	
1 申請書（OCR シート） 第1号様式	—	—	—	登録申請人（新旧所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印

					代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	—	—	—	所定の手数料印紙を貼付
3	譲渡証明書	○	—	—	旧所有者の実印を押印したもの
4	印鑑（登録）証明書	○	○	—	発行されてから3カ月以内のもの
5	委任状 代理人による申請の場合に必要	○	○	○	①新旧所有者の委任状 実印を押印 ②使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）記名及び押印があるか、若しくは署名
6	自動車保管場所証明書	—	—	○	自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要） ①使用者のもの ②証明の日から概ね1ヶ月以内のもの
7	使用者の住所を証するに足る書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）	—	—	○	①個人の場合 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの） ②法人の場合 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発

					行われてから3ヶ月以内のもの) ③各書面は写しで可とする
8	自動車検査証	—	—	—	原本を返納する
9	自動車税・自動車取得税申告書	—	—	—	

(3) 相続の場合

必要書類等		解 説
1	申請書（OCRシート） 第1号様式	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 検査申請人（使用者）は記名及び押印もしくは署名する 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	印鑑（登録）証明書	発行されてから3ヶ月以内のもの（所有者）
4	①相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書 ②遺言書（公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの） ③遺産分割に関する調停調書 ④遺産分割に関する審判書（確定証明書付） ⑤判決謄本（確定証明書付） ⑥申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書（申請人である相続人が、相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合）	必要書類のうちいずれかの書面（判決による場合は、判決正本（確定証明書付き、場合によっては執行文） ①を添付した申請で、当該自動車のみ の分割協議書のときは原本提出する 当該自動車以外の遺産が含まれる場合は原本提示の上、写しを提出する ②③④⑤を添付した申請にあつては原本提示の上、写しを提出する ⑥を添付した申請にあつては原本提出する
5	戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは法定相続情報一覧図	①を添付した申請の場合 被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。

		<p>②③④⑤を添付した申請の場合 被相続人の死亡が確認できるもの。</p> <p>⑥を添付した申請の場合 被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの</p>
6	委任状 代理人による申請の場合に必要	<p>①所有者の委任状 実印を押印</p> <p>②使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）記名及び押印があるか、若しくは署名</p>
7	自動車保管場所証明書	<p>自動車保管場所証明書（使用の本拠の位置が 自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要）</p> <p>①使用者のもの</p> <p>②証明の日から概ね1ヶ月以内のもの</p>
8	使用者の住所を証するに足る書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）	<p>①個人の場合 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）</p> <p>②法人の場合 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）・本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）</p> <p>③各書面は写しで可とする</p>
9	自動車検査証	原本を返納する
10	自動車税・自動車取得税申告書	

4 更正登録（自動車検査証記入申請）

（道路運送車両法第67条）（自動車登録令第25条、第28条）

登録した内容について錯誤又は脱落がある場合には、更正の登録を行うことができる。

管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請する。

必要な書類等（更正登録）

必要書類等		解 説
1	申請書（OCRシート） 第1号様式または 第2号様式	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 検査申請人（使用者）は記名及び押印もしくは署名する 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	手数料は無料
3	登録事項が誤りであることを明らかにできる書面	戸籍謄抄本（全部・一部事項証明） 登記簿謄抄本（全部・一部事項証明） 住民票 など
4	委任状 代理人による申請の場合に必要	実印または認印を押印
5	理由書	更正に係る理由を明記すること
6	自動車検査証	原本を返納する
7	自動車税・自動車取得税申告書	

5-1 一時抹消登録

（道路運送車両法第16条）

登録を受けた自動車を、その運行の用に供することをやめたとき、一時抹消登録の申請をすることができる。

管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請する。

必要な書類等（一時抹消登録）

必要書類等		解 説
1	申請書（OCRシート） 第3号様式の2	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	印鑑（登録）証明書	発行されてから3ヶ月以内のもの （所有者）
4	委任状 代理人による申請の場合に必要	実印を押印
5	自動車検査証	原本を返納する
6	ナンバープレート	返納する
7	自動車税・自動車取得税申告書	

5-2 永久抹消登録

（道路運送車両法第15条）

登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由のあった日から15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

- （1）登録自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- （2）当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。

必要な書類等（永久抹消登録）

必要書類等		解 説
1	申請書（OCRシート） 第3号様式の3	登録申請人（所有者）本人が直接申請する場合は実印を押印 代理人による申請の場合は記名でよい

		(重量税還付申請を伴うときは、代理人欄に押印が必要)
2	手数料納付書	手数料は無料
3	印鑑(登録)証明書	発行されてから3ヶ月以内のもの(所有者)
4	委任状 代理人による申請の場合に必要	実印を押印(重量税還付金受領権限を委任の場合は別紙委任状が必要)
5	自動車検査証	原本を返納する
6	ナンバープレート	返納する
7	自動車税・自動車取得税申告書	

5-3 輸出抹消登録

(道路運送車両法第15条の2)

登録自動車の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日からさかのぼって6か月前から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消仮登録の申請をし、輸出抹消仮登録証明書の交付を受けなければならない。

必要な書類等(輸出抹消登録)

必要書類等		解 説
1	申請書(OCRシート) 第3号様式の2	登録申請人(所有者)本人が直接申請する場合は実印を押印 代理人による申請の場合は記名でよい
2	手数料納付書	所定の手数料印紙を貼付
3	印鑑(登録)証明書	発行されてから3ヶ月以内のもの(所有者)
4	委任状 代理人による申請の場合に必要	実印を押印

5	自動車検査証	原本を返納する
6	ナンバープレート	返納する
7	自動車税・自動車取得税申告書	

6 追加書類等

各登録の必要書類のほか、状況に応じて次の追加書類が必要になる場合がある。

必要書類等		解 説
1	使用の本拠の位置を証するに足りる書面（使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要）	<p>①使用者が個人の場合 公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか（発行されてから3ヶ月以内のもの）</p> <p>②使用者が法人の場合 商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書若しくは印鑑（登録）証明書（本店以外で商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書で証明できない場合、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）（発行されてから3ヶ月以内のもの）</p> <p>③各書面は写しで可とする</p>
2	戸籍簿謄抄本又は戸籍の全部（一部）事項証明書、住民票、又は登記簿謄抄本又は登記事項全部（一部）証明書等	移転登録の旧所有者、抹消登録の所有者の氏名又は名称、及び住所等に変更があった場合、変更事項を確認できるものを添付する

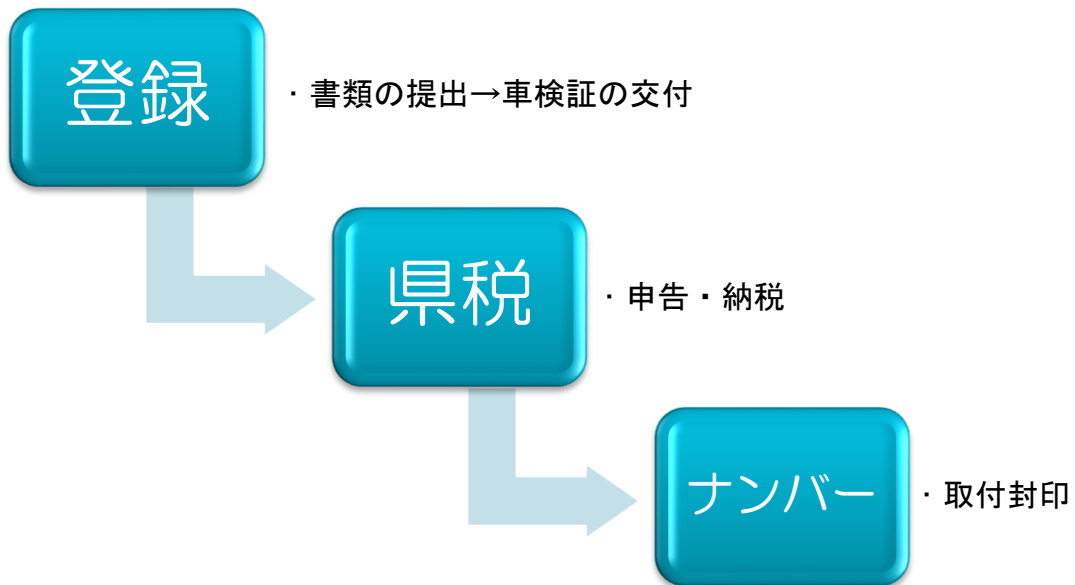
3	土砂等運搬大型自動車使用届出書（甲及び乙） （大型ダンプの場合）	経営する事業によって事業証明書を添付する。 （例）建設業←建設業法による許可証の写し
4	事業用自動車等連絡書	事業用自動車及びレンタカーの場合 事業用自動車等連絡書及び手数料納付書に輸送担当部署の経由印が必要
5	希望番号予約済証	希望番号を予約している場合
6	親権者の同意書 申請人（所有者）が未成年の場合	親権者が確認できる戸籍謄（抄）本又は戸籍の全部（一部）事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者の内1名の、発行されてから3ヶ月以内の印鑑（登録）証明書を添付。
7	取締役会の議事録等	民法108条等、自己契約・双方代理及び利益相反取引に該当するときは取締役会等の議事録等の写し
8	盗難・遺失等の理由書	①抹消登録の際に、自動車検査証を盗難遺失等している場合に提出 ②移転登録・抹消登録の際にナンバープレートを盗難遺失等している場合は、警察署に届け受理番号を記載した理由書を提出する
9	罹災証明	火災や災害によって、自動車が滅失した場合に提出する
10	登録識別情報	Bタイプ車検証の場合、移転登録の旧所有者、抹消登録の所有者に登録識別情報が通知されている場合にOCRシートへの記載が必要

第3章 手続きの流れ

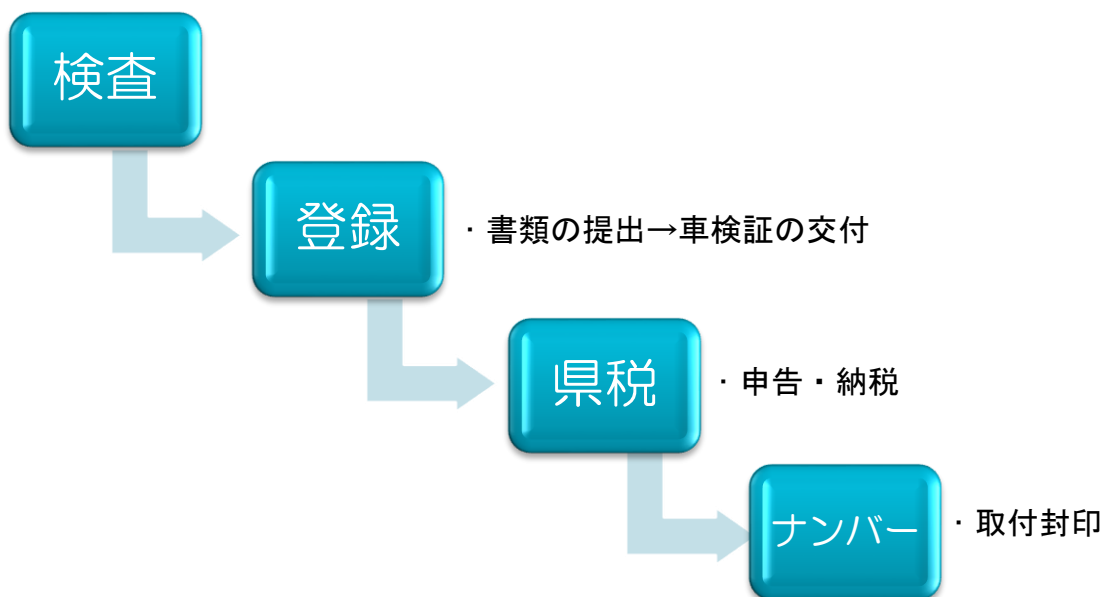
神奈川県内における、基本的な検査・登録の流れについて説明します。

1 新規登録・新規検査

(型式指定車)



(持込み車検)

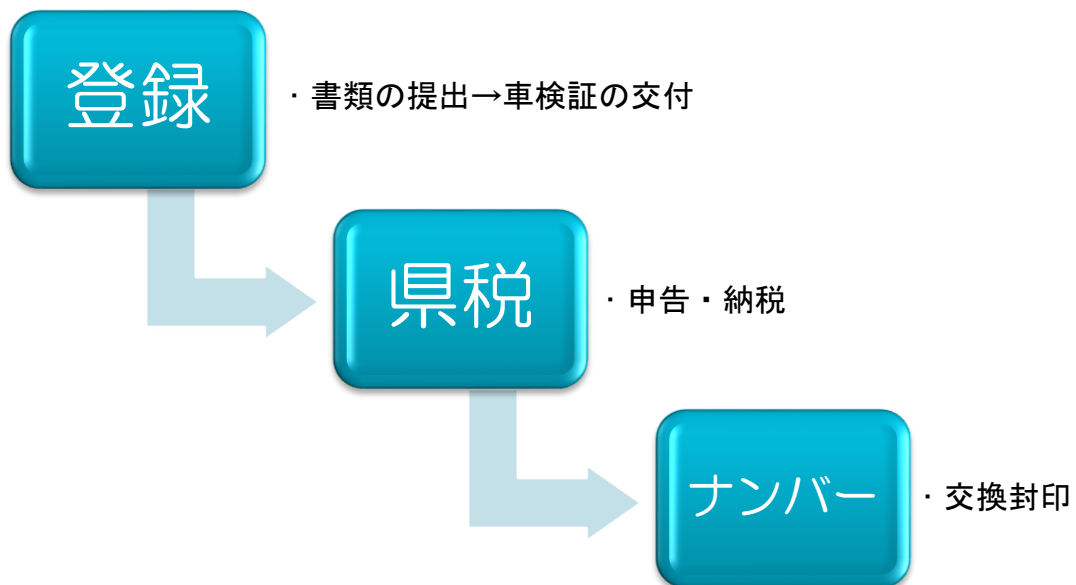


2 変更登録・移転登録

(ナンバー変更のない場合)



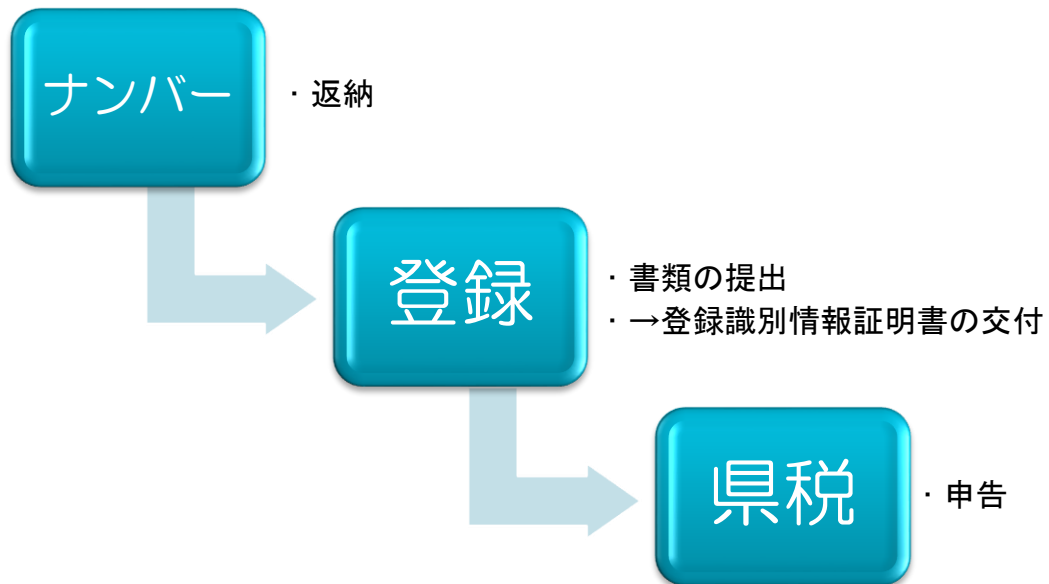
(ナンバー変更のある場合)



3 更正登録



4 抹消登録



第4章 資料編

運輸支局・自動車検査登録事務所の位置及び 管轄地域（神奈川県）

神奈川運輸支局

〒224-0053
横浜市都筑区池辺町3540番地
050(5540)2035

管轄区域： 横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町

相模自動車検査登録事務所

〒243-0303
愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181番地
050(5540)2037

管轄区域： 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、
愛甲郡愛川町・清川村

川崎自動車検査登録事務所

〒210-0826
川崎市川崎区塩浜3丁目24番1号
050(5540)2036

管轄区域： 川崎市全域

湘南自動車検査登録事務所

〒254-0082
平塚市東豊田字道下369番10
050(5540)2038

管轄区域： 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市
南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町・二宮町
足柄上郡山北町・松田町・中井町・大井町・開成町
足柄下郡箱根町・真鶴町・湯河原町

申請手数料一覧

1 登録手数料

(単位：円)

新規登録	OSS申請		500
	窓口申請（型式指定）		900
	車両持込申請（型式指定以外）		700
移転登録			500
変更登録			350
抹消登録	永久抹消登録		無料
	輸出抹消登録		350
	一時抹消登録		350
	一時抹消後の解体届		無料
	一時抹消後の輸出届		350
一時抹消後の所有者変更			無料
登録事項等 証明書交付	現在証明		300
	詳細証明（1枚目）		1,000
	詳細証明（2枚目以降1枚につき）		300
自動車検査証返納証明書交付（小型二輪）			350
自動車検査証、自動車予備検査証等 再交付			300
検査標章（ステッカー） 再交付			300

2 検査手数料

(単位：円)

新規検査	完成検査終了証・保安基準適合証等のある自動車			OSS申請	1,000
				窓口申請	1,200
	持込検査		国へ納付	検査法人に納付	手数料合計
		普通	400	1,400	1,800
	小型	400	1,300	1,700	
継続検査	保安基準適合証等のある自動車			OSS申請	1,000
				窓口申請	1,200
	持込検査		国へ納付	検査法人に納付	手数料合計
		普通	400	1,400	1,800
	小型	400	1,300	1,700	
構造等変更検査	持込検査		国へ納付	検査法人に納付	手数料合計
		普通	400	1,700	2,100
		小型	400	1,600	2,000
予備検査	保安基準適合証の提出				1,100
	持込検査		国へ納付	検査法人に納付	手数料合計
		普通	400	1,700	2,100
	小型	400	1,600	2,000	

希望ナンバー制度

1. 希望ナンバー制を利用できる場合

- (1) 新規登録を行う場合。
- (2) 管轄変更を伴う名義変更（移転登録）または転居による住所変更（変更登録）を行う場合。
- (3) 現在のナンバープレートが破損、汚損した場合。
- (4) 登録自動車と軽自動車の対象となります。ただし、軽自動車は自家用自動車のみが対象となります。
- (5) 二輪自動車は対象外です。

2. 希望できる番号

- (1) 4けた以下のアラビア数字（一連指定番号）の部分のみ自由に選べます。

※（1～9999）地域名表示・分類番号・ひらがなは選べません。

3. 希望番号の種類

- (1) 希望番号には抽選対象希望番号と一般希望番号とがあります。
- (2) 抽選対象希望番号とは、特に人気が高いため、自家用自動車に限り、毎週1回月曜日に抽選を行い、当選した方のみが取得できる番号を言います。（事業用自動車は抽選対象外です。）

全国一律の15通りのほか、特定の地域名表示に限り抽選対象希望番号が追加設定されています。

4. 全国一律の抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	2019	2020	3333
5555	7777	8888	

5. 横浜のみの抽選対象希望番号

2	3	5	6
9	10	11	18
33	55	77	111
123	1000	1001	1010
1122	1188	1212	2525
7000	8000	8008	

ナンバー交付手数料（神奈川県）

1. 一般ナンバー

大板		中板	
ペイント式	字光式	ペイント式	字光式
1,960円	3,920円	1,440円	2,840円
軽自動車		二輪	
ペイント式	字光式	ペイント式	
1,440円	4,800円	520円	

2. 希望ナンバー

大板		中板	
ペイント式	字光式	ペイント式	字光式
4,840円	6,260円	4,100円	5,300円
軽自動車			
ペイント式	字光式		
4,100円	6,500円		

OCRシートの使用区分

(平成24年7月6日 国土交通省令第70号)

様式	申請の内容
1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録・検査(型式指定車) ・変更・移転登録・更正登録(諸元変更のないもの) ・使用の本拠の位置の変更に係る自動車登録番号標の交付 ・予備検査(諸元変更のないもの) ・自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付 ・自動車検査証の記入(諸元変更のないもの) ・自動車予備検査証の記入(諸元変更のないもの) ・所有者変更記録 ・(整備工場コード)
2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・諸元変更に係る変更・更正登録 ・諸元変更に係る自動車検査証の記入 ・諸元変更に係る自動車予備検査証の記入
3号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録番号標の交付(自動車登録番号の変更のみのもの) ・継続検査 ・臨時検査 ・自動車登録番号の変更に係る自動車検査証の記入 ・自動車検査証の再交付 ・自動車予備検査証の再交付 ・限定自動車検査証の再交付 ・検査標章の再交付 ・登録事項等証明書等の交付の請求(現在・詳細) ・検査記録事項等証明書等の交付の請求(現在・詳細) ・(整備工場コード)
3号様式の2	<ul style="list-style-type: none"> ・永久抹消・輸出仮抹消・一時抹消登録(使用済自動車の解体でないもの) ・再輸入見込み届出 ・一時抹消登録後の解体等・輸出の届出(使用済自動車の解体でないもの) ・輸出予定届出証明書の交付 ・輸出抹消仮登録証明書・輸出予定届出証明書の返納の届出 ・自動車検査証返納証明書の交付
3号様式の3	<ul style="list-style-type: none"> ・永久抹消登録(使用済自動車の解体に限る) ・一時抹消登録後の解体等の届出(使用済自動車の解体に限る) ・(自動車重量税の還付)
4号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事項等証明書等の交付の請求(30両一括) ・検査記録事項等証明書等の交付の請求(30両一括)
5号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当権の登録
6号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・登録の嘱託
7号様式	<p>検査に関する申請であって、次の事項について申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクトラクタの長さ、幅、高さ等 ・付属装置付き自動車の付属装置の記載 ・タンク自動車の積載容量、積載物品等 ・保安基準緩和事項
8号様式	<p>検査に関する申請であって、次の事項について申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被けん引車の場合のけん引車の車名・型式 ・けん引車の場合の被けん引車の車名・型式
9号様式	<p>1号様式、専用2号様式の申請書及び第6号様式の嘱託書だけでは記載することができない次の事項について申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者・使用者の氏名・名称または住所
10号様式	<p>1号様式から9号様式までの申請書だけでは記載することができない部分について申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録・検査事項の補助
専用1号様式	変更登録専用(住所・使用の本拠の位置の変更に限る)
専用2号様式	移転登録専用
専用3号様式	継続検査専用

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考 (車種の一例)		
		3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	1年 (別表6)	1年 (別表7)	初回	二回目以降			
運送事業用	旅客自動車	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー 福祉タクシー		
	軽自動車	○					2年	←			
	貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	貨物運送事業者のトラック (三輪車を含む)	
		GVW 8t未満	○	○				2年	1年		
	軽自動車				●		2年	←			
	二輪自動車					●	3年	2年			
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車	
定員 11人以上		○					1年	←	霊柩車 (バス形状)		
軽自動車					●		2年	←			
レジャー タ カ ー	貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	トラック (三輪を含む)	
		GVW 8t未満	○	○				2年	1年		
	軽自動車			○			2年	←			
		定員 11人以上	○					1年	←	バス	
		幼児専用車	○					1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型自動車			○			2年	1年		
		軽自動車			○			2年	←		
		三輪自動車	○					2年	1年		
	二輪	小型自動車			○			2年	1年		250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車			○			なし	←		250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種 (※)	普通・小型自動車	○	○				2年	1年		キャンピング車
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	冷蔵冷凍車、タンク車
			GVW 8t未満	○	○				2年	1年	
	軽自動車			○			2年	←			
	大特 (※)	GVW 8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン	
		GVW 8t未満	○					2年	1年	フォーク・リフト	
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	ポール・トレーラ
			GVW 8t未満	○	○				2年	1年	ストラドル・キャリヤ
		検査対象外軽自動車	○					なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車	
自家用 自 動 車	貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	トラック (三輪車を含む)	
		GVW 8t未満			○			2年	1年		
		軽自動車				●		2年	←		
		定員 11人以上	○					1年	←	バス	
		幼児専用車			○			1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型自動車				●		3年	2年		
		軽自動車				●		3年	2年		
		三輪自動車			○			2年	←		
	二輪	小型自動車					●	3年	2年		250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	なし	←		250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種 (※)	GVW 8t以上	○	○				2年	←		消防車、医療防疫車、採血車
		GVW 8t未満			○			2年	←	救急車、車いす移動車、キャンピング車	
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	コンクリートミキサー車、タンク車、
			GVW 8t未満			○			2年	1年	冷蔵冷凍車、塵芥車、ポート・トレーラ
		軽自動車				●		2年	←	冷蔵冷凍車、車いす移動車	
	大特 (※)	GVW 8t以上	○					2年	←	ホイール・クレーン	
		GVW 8t未満			○			2年	←	フォーク・リフト	
		貨物	GVW 8t以上	○	○				1年	←	ポール・トレーラ
			GVW 8t未満			○			2年	1年	ストラドル・キャリヤ
	検査対象外軽自動車			○			なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車		

- (注) 1. 点検整備記録簿の保存期間 ●印：2年、○印：1年
 2. GVWとは車両総重量を示す
 3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る
 (※) 積載量が指定されている車両の有効期間は、車両総重量8t未満の車両のみ、初回が2年となる